

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第 7 条第 1 項に規定する説明書類

平成 24 年 9 月末現在
青い森信用金庫

○地域金融円滑化のための基本方針

青い森信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 態勢整備を図るために理事会等において、「本基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」「金融円滑化マニュアル」等を策定、金融円滑化管理責任者を選任し真摯な対応を図っております。
- (2) お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、審査部企業再生グループが各営業店と連携し対応しております。
- (3) 平成 21 年 12 月 3 日より、中小企業金融円滑化と雇用環境悪化に伴う住宅ローン等の返済条件緩和について、各営業店融資窓口に「お客様相談窓口」を設置し、積極的な対応を図っております。
- (4) 地域金融円滑化への取組みを実効的に進めるため、役職員のお客様の事業価値を適切に見極める能力(目利き能力)の向上に努めてまいります。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

青い森信用金庫 営業統括部 電話番号 0178-44-2123 (直通)
電子メール toukatu@aoimorishinkin.co.jp

I. 法第4条に基づく措置の実施状況(別表1及び別表2)

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月 末	平成 24 年 6 月 末	平成 24 年 9 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,785	10,431	18,182	23,891	31,788	38,748	49,943	55,056	59,333	62,525	71,753	74,401
うち、実行に係る貸付債権の額	408	7,383	13,594	19,829	25,917	32,831	43,251	48,780	51,835	55,342	63,128	66,458
うち、謝絶に係る貸付債権の額	210	236	888	2,483	2,587	3,521	4,072	4,400	4,440	4,518	4,899	5,314
うち、審査中の貸付債権の額	1,167	2,590	3,304	1,050	2,597	1,560	1,312	445	1,433	909	1,695	168
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	220	395	527	685	834	1,307	1,430	1,624	1,755	2,031	2,460

注)金額は、単位未満切り捨て表示しております。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月 末	平成 24 年 6 月 末	平成 24 年 9 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	108	461	793	1,079	1,404	1,683	2,064	2,347	2,639	2,856	3,171	3,410
うち、実行に係る貸付債権の数	49	349	600	881	1,157	1,401	1,763	2,048	2,303	2,524	2,778	3,042
うち、謝絶に係る貸付債権の数	7	17	49	92	111	140	151	154	160	172	179	189
うち、審査中の貸付債権の数	52	77	107	55	73	64	49	38	58	31	72	24
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	18	37	51	63	78	101	107	118	129	142	155

Ⅱ. 法第5条に基づく措置の実施状況(別表3及び別表4)

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：百万円)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月 末	平成 24 年 6 月 末	平成 24 年 9 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	13	635	1,151	1,519	1,738	2,262	2,621	2,857	3,104	3,236	3,444	3,581
うち、実行に係る貸付債権の額	0	337	649	1,016	1,151	1,517	1,849	2,144	2,321	2,470	2,622	2,804
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	38	175	229	256	320	347	347	376	376	376
うち、審査中の貸付債権の額	13	235	312	121	102	199	127	23	78	1	57	8
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	63	152	206	255	288	323	341	357	388	388	392

注)金額は、単位未満切り捨て表示しております。

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月 末	平成 24 年 6 月 末	平成 24 年 9 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	61	100	129	157	201	232	258	279	295	315	327
うち、実行に係る貸付債権の数	0	31	58	84	103	138	165	193	208	224	239	255
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	8	17	23	28	31	32	32	35	35	35
うち、審査中の貸付債権の数	2	24	20	10	10	11	8	2	7	1	6	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	6	14	18	21	24	28	31	32	35	35	36

以 上